

## 3級FP技能士テキスト 改正のお知らせ

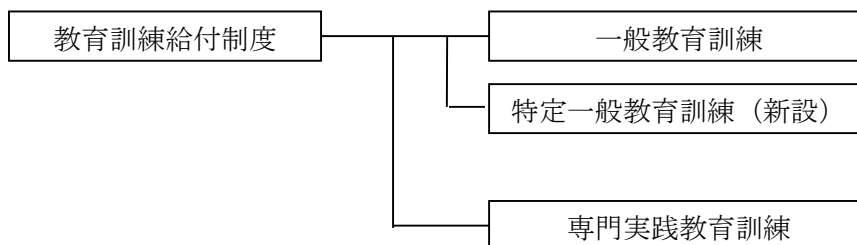
2019年10月1日現在で適用されている法令等に基づいて作成した制度改正資料です。  
FP試験において押さえておきたい主要内容を掲載していますのでご確認ください。  
なお、**該当ページ**には、3級FP技能士テキストの該当ページを記載しています。

### <ライフプランニングと資金計画>

#### 1. 雇用保険の教育訓練給付に新たな内容が加まりました。

雇用保険の教育訓練給付について、4年課程の専門実践教育訓練や特定一般教育訓練が新たに開始しました。

#### <2019年10月1日以後の教育訓練給付制度>



#### (1) 4年課程の専門実践教育訓練が開始しました。

4年課程の専門実践教育訓練については、通常の3年分の支給額(120万円)に加え、4年目受講相当分として上限年額40万円が上乗せされ、給付金の上限が160万円\*となります。

※資格取得等した場合は追加支給あり

#### (2) 特定一般教育訓練が開始しました。

速やかな再就職および早期のキャリア形成に資する特定一般教育訓練を受けた場合、受講費用の一部が支給されます。

	特定一般教育訓練給付金
被保険者期間	通算3年以上(初めての場合は1年以上)
支給額	受講費用×40%(上限20万円)

**該当ページ** P31

## <リスク管理>

### 1. 法人が支払う定期保険および第三分野保険に係る保険料の取扱いが改正されました。

これまで、法人が支払う保険料の経理処理においては、保険の種類ごとに損金算入に制限をかける取扱いとなっていましたが、改正後は、保険の種類ごとの取扱いが廃止され、最高解約返戻率に応じて、保険期間の当初一定期間は保険料の一定割合を資産計上することになりました。

この改正は、2019年7月8日以後の契約にかかる定期保険および第三分野保険の保険料について適用され、7月7日以前の契約においては引き続き従前の取扱いとなります。ただし、解約返戻金相当額のない短期払の定期保険または第三分野保険の保険料については、2019年10月8日以後の契約にかかるものから適用されます。

該当ページ P125